

## 質 問 回 答 書

各 位

山口市総務部本庁舎整備推進室

山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルに関する御質問について、次のとおり回答します。

### 【平成 30 年 5 月 17 日受付分】

No.	質問内容	回答事項
1	<p>〔仕様書 7 頁 II-9-(3)〕</p> <p>本「山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務」には「仕様書」9. (3) 設計業務委託候補者選定に係る検討・支援が含まれているため、公平性に鑑みて、本業務を受託すると本業務以降の設計業務委託については資格がなくなると考えますがいかがでしょうか？</p>	<p>御質問の業務については、基本計画策定後に発注を予定している設計業務の委託に当たり、本市が定める公募手続きに係る検討資料の作成等の支援、あるいは技術的な助言をいただくことを想定しているものです。受託者の業務としては、資料作成や助言の範囲に留まるものであり、委託候補者選定のための手続きは本市のみで行うことといたしております。</p> <p>こうしたことから「実施要領 7 頁 13-(9)」に記載しているとおり、本業務を受託したことにより、今後予定している設計業務に係る受託の制限は行わないこととしております。</p>
2	<p>〔実施要領 1 頁 3〕</p> <p>共同企業体（JV）により、本プロポーザルに参加することは可能ですか。</p>	<p>共同企業体（JV）による本プロポーザルへの参加は認めていません。</p>
3	<p>〔実施要領 1 頁 3〕</p> <p>JVによる参加が可能な場合に、構成員の満たすべき要件はありますか。</p>	
4	<p>〔実施要領 1 頁 3〕</p> <p>JVによる参加が可能な場合に、関連業務実績にはすべての構成員の実績を使用することができますか。</p>	

\* 「No.」は受付順に付番しています。